



予約にあたり、予約開始直後は、大変多くの予約が集中し、予約の電話が繋がりにくくなるなど、予約が非常に取りづらい状況が想定されます。

確実に予約できますので、あわてることなく、しばらくお待ちいただいてから予約いただくなど、住民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

65歳以上

高齢者のワクチン接種の流れ

1 かかりつけ医に相談する

☆かかりつけ医とは、普段から日常的に相談できる身近な医師のことです。

ワクチン接種に関しては、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

2 予約

5月10日から受付開始

聴覚や発語の障害がある方等で、電話やインターネットでの予約が難しい方は、

名前、生年月日、住所、FAX番号、希望する接種場所を記載の上、

津山市ワクチン接種推進室までFAXでご相談ください (FAX 0868-32-2134)

ワクチンに関する最新情報はこちら！

市公式LINEアカウントの
登録をお願いします



「市公式LINE」QRコード

1 「個別」で接種する場合

☆医療機関に直接電話で予約する (詳しくは裏面をご覧ください)

☆コールセンターまたはインターネットから予約する (詳しくは裏面をご覧ください)

※県外で接種希望の方は、接種希望地の自治体へお問い合わせください。

2 「集団会場」で接種する場合

☆コールセンターまたはインターネットから予約する (詳しくは裏面をご覧ください)

予約日メモ

〈1回目〉

月 日 時 分

接種場所

〈2回目〉

月 日 時 分

接種場所

3 接種

無料

2回接種

当日必ず
お持ち
いただく物

・接種券(切り離さず、台紙ごとお持ちください。)

・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

・予診票(接種券に同封しています。)

接種会場に行く前に必ず**ボールペン**でご記入ください。)

(接種券)

(本人確認書類)



【注意点】

◎接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、予約先にご連絡ください。

◎ワクチンは肩に接種しますので、**肩を出しやすい服装**でお越しください。

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

◎2週間以内に他の予防接種を受けた場合は、接種ができません。

◎ワクチンの効果を十分得るために、**同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります**。1回目を受けた際、2回目の接種がいつから可能なのかご確認ください。



◆下記の医療機関以外に、かかりつけ医をお持ちの方はそちらでご相談ください。

1 個別接種医療機関

5月17日から接種開始となりますが、詳細は予約時に確認ください

☆医療機関に直接電話で予約する

【接種対象】 **かかりつけ患者のみ接種可能**

※予約は診療時間内をお願いします

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
いちば医院	二宮	☎28-8300
井戸内科クリニック	山下	☎22-2101
薄元医院	山北	☎22-2465
大桑医院	川崎	☎26-1349
大谷病院	田町	☎22-9381
小畑醫院	大田	☎27-2111
河原内科・松尾小児科クリニック	二宮	☎28-0519
衣笠内科医院	椿高下	☎22-7811
サンクリニック	田町	☎22-5103
多胡クリニック	草加部	☎29-7111
辻医院	小原	☎23-2567
津山中央記念病院	二階町	☎22-6111
津山中央クリニック	二階町	☎22-6113
津山中央病院	川崎	☎21-8111

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
津山東クリニック	川崎	☎26-1138
中島病院	田町	☎35-2881
西医院	高野本郷	☎26-5522
西下内科医院	小原	☎24-1511
平福診療所	平福	☎28-3858
ふくはら小児科内科	山北	☎23-6331
本渡記念循環器クリニック	小原	☎22-8715
またの内科・循環器科クリニック	新職人町	☎22-4758
万袋医院	加茂町中原	☎42-3025
水田皮膚科・泌尿器科	南新座	☎23-2108
神谷内科医院	南新座	☎25-2177
安田医院	上河原	☎23-5537
わたなべ内科医院	二宮	☎28-5001

◆中央病院での予約受付は終了しました。【5月12日現在】
予約の再開は、中央病院のホームページでご確認ください。

【接種対象】 **かかりつけ患者以外も接種可能**

※予約は診療時間内をお願いします

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
石川病院	川崎	☎26-2188
おおうみクリニック	河辺	☎21-0033
影山医院	上村	☎29-1511
神尾内科医院	河辺	☎26-1048
坂本クリニック	高野本郷	☎21-1066
倭文診療所	里公文	☎57-3028
田口医院	押漕	☎62-1017

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
只友医院	加茂町塔中	☎42-2043
角田医院	田町	☎23-0262
中西クリニック	東一宮	☎27-7200
ひらいクリニック	加茂町中原	☎42-3131
平山クリニック	東一宮	☎27-7111
本位田診療所	新野東	☎36-5613

☆コールセンターまたはインターネットから予約する

【接種対象】 **かかりつけ患者以外も接種可能**

5月10日は8時30分から

11日以降は9時からの受付開始

津山市ワクチンコールセンター

☎050-3644-9521

※9時～19時(全日)

個別接種予約サイトURL

<http://v-yoyaku.jp/330001-okayama>

個別接種予約
QRコード

※県内医療機関(津山市外)の情報は上記の予約サイトで確認できます。

※

2 集団接種会場

☆接種会場については、
状況に応じて順次開設します。

5月10日は8時30分から

11日以降は9時からの受付開始

集団接種会場	予約先
津山中央病院 (津山中央健康管理センター3階) ※5月23日～毎週日曜日 津山第一病院 ※6月6日～毎週日曜日	津山市ワクチンコールセンター ☎050-3644-9521 ※9時～19時(全日) 集団接種予約サイトURL https://v-yoyaku.jp/332038-tsuyama



集団接種予約
QRコード

岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

- ① 区域 岡山県全域
② 要請期間 5月16日(日)～5月31日(月)

県民の皆様へ

【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請または営業時間短縮の要請に
応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 県外との不要不急の往来は極力自粛すること
- 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、
外出等を止めること
- 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

● 飲食店等への要請（県内全域）

期間	令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで
実施内容	<p>【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 結婚式場</p>
	<p><u>（特措法第45条第2項に基づくもの）命令、過料の規定あり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮） ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業要請 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条第1項各号の措置 <p><u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 <p>※結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催をお願いします。</p>

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間の短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類またはカラオケ設備の提供は停止を要請。

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧			
2 集客施設等への要請等【特措法第24条第9項に基づく】			
施設の種類	内訳	要請内容	
		床面積が1000㎡超	床面積が1000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は5時から20時までの営業時間短縮 ・土日祝日の休業 	<ul style="list-style-type: none"> 〔働きかけ〕 ・平日は5時から20時までの営業時間短縮
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ※いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・イベント等を開催する場合は、イベント等の開催要件(人数上限、収容率、20時までの営業時間短縮を要請) 	<ul style="list-style-type: none"> ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝ち馬投票券発売所等	<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ 	
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	内訳	要請内容		備考	
		床面積が1000㎡超		床面積が1000㎡以下	
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス等	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催の場合も含む） ・土日祝日の休業（オンライン配信の場合は休業不要） ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催の場合は20時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請 	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請 		<ul style="list-style-type: none"> 〔働きかけ〕 ・イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮の働きかけ 	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る） 旅館（集会の用に供する部分に限る）	<ul style="list-style-type: none"> 〔働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要 		<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要 	
運動施設（屋外施設等） 遊技施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、パッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催の場合も含む） ・土日祝日の休業（オンライン配信の場合は休業不要） ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請 〔働きかけ〕 ・イベント開催以外の場合も含め20時までの営業時間短縮の働きかけ 	
博物館等	博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> 〔働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要 		<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要 	
結婚式場	結婚式場	<p>（特措法第45条第2項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮（5時から20時まで） 〔働きかけ〕 ・1、5時間以内の開催 ・参加人数50人以下かつ収容率50%以内 			
葬祭場	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> 〔協力依頼〕 ・酒類提供の自粛 			

●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

＜事業者の皆様への協力要請＞*実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・職員同士の距離を確保すること
 - ・事業場の換気を励行すること
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
 - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

＜学校への協力要請＞

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等ある学生等は登校や活動参加を控えること
- 大学生等は飲み会を控えること

● 各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<高齢者施設・医療施設等への協力要請>

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

<コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請>

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

<コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請>

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること
- コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること

<公共交通事業者への協力要請>

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等を行うこと

●県内でのイベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）

- 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

7

期間	5月16日～5月31日
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以下
開催時間	午後8時まで

緊急事態宣言発出を受けた県立学校における対応について

岡山県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、5月16日(日)から5月31日(月)までの間、以下のとおり対応することとする。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

1 登校

- ・多くの児童生徒が公共交通機関を利用して通学している学校などにおいて、通学実態に応じて、近隣の学校等との調整を図りながら、時差登校を検討する。

2 授業

- ・授業は、感染症対策を十分に行った上で継続する。
- ・学級閉鎖となった場合にオンライン授業に切り替えたり、一部の児童生徒が登校できない状況になった場合に授業配信を行ったりする。

3 学校行事等

- ・校外での学校行事や教育活動は、延期又は中止する。
- ・校内で行う運動会や水泳指導など感染リスクの高い行事等は、延期又は中止する。
- ・保護者等を招いて行う行事は、オンライン等で実施するものを除き、延期又は中止する。
- ・外部から講師を招いて行う活動や他校との交流等は、インターネットを介して実施できるよう、方法を検討する。

4 部活動

- ・公式な大会等が控えている部以外については、活動を行わない。
- ・公式な大会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行った上で活動を認めるが、活動時間を長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、練習試合や合宿は行わない。